**平成２７年（フ）第３８７号**
大阪府吹田市泉町２丁目25番23号
債務者　前田　信也
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第４２４号**
大阪府枚方市高野道２丁目27番16号
債務者　松本　典子（旧姓山本・井上）
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第４７７号**
大阪市淀川区宮原５丁目５番16―303号
債務者　竹田　友紀
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第５５５号**
岡山市南区芳泉４丁目１番９号、旧住居表示岡山市南区福田593番地12
債務者　藤原　安枝
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月28日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第８０号**
長野県佐久市田口4475番地１
債務者　加藤亜希子（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月28日午後２時30分
長野地方裁判所佐久支部

**平成２６年（フ）第３０号**
熊本県菊池市隈府970番地１、前住所東京都中野区中央１丁目25番５―406号
債務者　宿利　和彦
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月21日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

**平成２７年（フ）第１０８８号**
東京都八王子市上川町2279―１、住民票上の住所東京都八王子市中野上町３丁目14―16
債務者　藤光　信之
1　決定年月日時　平成27年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第１１０８号**
埼玉県三郷市新和４丁目272―２　コーポ弥生第一テラスハウス102
債務者　島尻　昇貴
1　決定年月日時　平成27年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第１９３６号**
横浜市緑区三保町1802番地３　フローレンスパレス中山208号
債務者　竹内　義則
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第２１１８号**
横浜市瀬谷区阿久和南４丁目８番地１　県営阿久和アパート42棟401号
債務者　金子由紀江
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第９号**
沖縄県うるま市字喜屋武303番地
債務者　城間　盛文
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

**平成２６年（フ）第１６０号**
沖縄県うるま市字具志川2888番地　具志川東団地４―403号室
債務者　平安名雅希
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

**平成２７年（フ）第１０８２号**
千葉県八千代市高津415―１　星のいえ
債務者　相川　　司
1　決定年月日時　平成27年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

## 破産手続廃止

**平成２６年（フ）第５３０８号**
埼玉県鶴ヶ島市大字脚折1427―47
破産者　永尾　　一
1　決定年月日　平成27年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第７９０６号**
東京都葛飾区東新小岩５丁目14番１号
破産者　有限会社アリーズ
1　決定年月日　平成27年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部